

令和5年度 スタートアップ集積促進業務 企画提案指示書

1 委託業務名

令和5年度 スタートアップ集積促進業務

2 目的

札幌・北海道のスタートアップ・エコシステムの拡大・強化のため、道内外からスタートアップの集積を図ることで、道内のスタートアップ数を増やす。令和5年度の集中的な取組により、道内外から16社集積することを目指す。

3 業務概要

- (1) オープンイノベーションプログラムの企画・運営
- (2) スタートアップビザ取得者への定着支援
- (3) 札幌・北海道スタートアップ・エコシステムのPRイベントの企画・運営
- (4) 実績報告書の作成

4 業務内容

- (1) オープンイノベーションプログラムの企画・運営

ア 内容（対象・目的）

道内外の起業初期のスタートアップを対象に、道内の自治体や事業者との協業により、課題解決の実証実験を支援するプログラムを実施するとともに成果報告会を開催する。実証によりスタートアップの商品・サービスが課題解決に繋がることが検証され、その後も継続的に利用、道内での事業展開が促進されることで、道内での拠点設置を目指す。

イ 開催方法・回数等

プログラムへの参加を希望するスタートアップ及び自治体・事業者を募集し、双方をマッチングする。マッチング件数は、3件を目安とする。スタートアップの選定にあたり、「北海道優位産業分野」（一次産業・環境エネルギー・食・観光・宇宙等）で取り組む者を優先する。募集にあたっては、札幌市の取組である「Local Innovation Challenge Hokkaido」のWebページと連携して実施する。

選定後、約3ヶ月間の実証実験が実施できるようメンターにより伴走支援を行う。伴走支援は、基本的にはオンラインで開催し、うち2回程度は、実証現場を訪問し、調整する機会を作る。実証実験にあたり、スタートアップ1者あたり50万円（税込）を上限に、委託事業費の中から実証経費の支出を可能とする。

実証実験終了後、道内の自治体・事業者・スタートアップ関係者など100名程度を対象とした成果発表会を開催する。成果報告会は、実施にあたり、札幌市の取組である「Local Innovation Challenge Hokkaido」と連携して開催する。

ウ 留意事項（※4（2）・（3）も同様）

- ・本委託業務の実施にあたり、広告作成・出稿・維持管理及びこれらに付随する全ての必要な業務について実施するとともに、著作権や肖像権等の諸権利に留意すること。
- ・本委託業務で取り扱う個人情報は、個人情報保護法、北海道個人情報保護条例及び事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき指針等の個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱うこと。

(2) スタートアップビザ取得者への定着支援

ア 内容（対象・目的）

スタートアップビザを取得して来道した外国人起業家を対象に、定期的なメンタリングを行う。メンタリングにより道内での事業展開が円滑に進み、1年以内に在留資格「経営・管理」へ切り替えられることで、道内での拠点設置を目指す。

イ 開催方法・回数等

毎月30分、道の担当者と共に定期メンタリングの場を設ける。基本的にはオンラインでの開催で構わないが、初回は直接面会にて実施する。メンターは、①英語対応可能である、②スタートアップ事業立ち上げ経験がある、③海外のスタートアップ市場の動向に詳しい人材とする。

(3) 札幌・北海道スタートアップ・エコシステムのPRイベントの企画・運営

ア 内容（対象・目的）

道内・道外・海外のスタートアップ関係者（起業家・投資家・支援者等）に対して、札幌・北海道スタートアップ・エコシステムのPRを行うことで、北海道でのスタートアップの集積を目指す。

イ 開催方法・回数等

PRイベント全体は、札幌市や日本貿易振興機構北海道貿易情報センター（ジェトロ北海道）等とも連携して札幌市内で開催する。また、PRイベントの中では、「北海道優位産業分野」（一次産業・環境エネルギー・食・観光・宇宙等）に関するプログラムを盛り込む。PRイベント全体で、道内・道外・海外のスタートアップ関係者（起業家・投資家・支援者等）を集め、500名程度の規模とする。

(4) 実績報告書作成

事業終了後、速やかに実績報告書を作成し、A4判1部及び電子媒体に保存して提出すること。なお、実績報告書には、各プログラムに参加者のアンケートやプログラム参加後の状況も調査してまとめること。

5 成果物の著作権等

契約履行過程で生じた成果物の著作権は、北海道に帰属する。

ただし、北海道に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に北海道の承諾を得たときはこの限りでない。この場合、北海道は当該許諾条件の範囲内で使用権を有するものとする。

6 委託期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月22日（金）までとする。

7 予算上限額

17,530千円程度（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限額とする。

なお、本業務は、国のデジタル田園都市国家構想交付金（令和5年度第2回）の採択決定前、かつ、令和5年北海道議会第二回定例会の議決前であるため、国の採択の可否や議決結果によっては委託業務の内容及び積算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがある。

8 審査基準

審査の具体的項目及び配点は次のとおりとする。

審査項目		配点
(1) 業務遂行能力全般		
ア	提案者の事業内容やこれまでの実績等から、本業務を確実に遂行できることが期待できるか。	10 点
イ	業務を確実に実施するに必要かつ十分な体制となっているか。	10 点
ウ	業務の実施スケジュールが適切か。提案内容と積算が整合しているか。	10 点
(2) 企画提案内容		
ア	オープンイノベーションプログラムは、対象が目的を達成できる内容となっているか。	10 点
イ	スタートアップビザ取得者への定着支援は、対象が目的を達成できる内容となっているか。	10 点
ウ	札幌・北海道スタートアップ・エコシステムのPRイベントは、対象が目的を達成できる内容となっているか。	10 点
エ	各プログラムへの参加者募集にあたり、効果的な母集団形成や集客方法となっているか。	15 点
オ	目標を達成するための他にはない独自の工夫があるか。	15 点
(3) 道施策との適合性		
ア	「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。	4 点
イ	「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。	1 点
ウ	国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。	5 点

9 選定業者数

1者を選定する。

10 企画提案者の参加資格要件

(1) 単体法人又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。

(2) 単体法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものを、その構成員に含むものであること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第167号）第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと。

ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けた

- が、既にその停止の期間を経過していること。
- エ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- オ 暴力団関係事業者等でないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
- (ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
- (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- (ウ) 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）
- (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

11 参加表明書の提出

事業の企画提案への参加を希望する者は、参加表明書及び添付資料を提出すること。

- (1) 提出書類 参加表明書（別紙 1-1、1-2、1-3）
添付資料ア～エ（※エは必要に応じて）
- ア 参加表明をする者が法人の場合は商業登記事項証明書又は法人の登記事項証明書
イ 税の滞納がないことを証する都道府県税の納税証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
ウ 健康保険、厚生年金、雇用保険について支払い義務を履行していることを証する納付証明書等（届出義務がない者については、社会保険等適用除外申出書（別添様式）を提出すること。）
エ 参加表明をする者がコンソーシアムの場合は、コンソーシアム協定書の写し
- (2) 提出部数
参加表明書、添付資料とも 1 部
- (3) 提出期限
令和 5 年（2023 年）7 月 7 日（金）15 時（必着）
- (4) 提出場所
「17 問い合わせ」先まで
- (5) 提出方法
持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による

12 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、北海道から提出の要請を受けた者は、次の必要書類を提出すること。

- (1) 必要書類
企画提案書（別紙 2、3）、付属資料（A4 サイズの任意様式）
- (2) 提出部数
企画提案書、付属資料とも 8 部
※1 部は提案者名を記載したもの。残り 7 部は提案者名を記載しないもの。文中にも記載しないよう注意すること（13 企画提案書の作成方法に留意すること）。
※「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定書（写し）、「障がい者就労支援企業認証制度」の認証書（写し）、「パートナーシップ構築宣言」の宣言書（写し）は、1 部

- (3) 提出期限
令和5年（2023年）7月19日（水）15時（必着）
- (4) 提出場所
「17 問い合わせ」先まで
- (5) 提出方法
持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による

13 企画提案書の作成方法

- (1) 「8 審査基準」を参考に、具体的なプログラムの内容やプログラムへの参加者募集にあたり、具体的な集客方法を企画提案書に示すこと。また、仕様書にない独自の提案があれば企画提案書に示すこと。
- (2) 別紙2「企画提案書」を1ページ目とし、2ページ目に目次をつけ、以降、企画提案の内容とし、最後に別紙3「事業予算積算書」とすること。なお、別紙2の「主な業務経歴」欄には国又は地方公共団体と契約を締結し、過去に実施した関連施策に係る主な実績を記載し、事業実績を示す書類（契約書及び報告書等）の写しを1部添付すること。また、「業務処理体制」欄には本業務に関わる方全てについて必要な事項を記載すること。
- (3) 北海道が実施している「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。また、国が実施している、「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の宣言書（写し）を提出すること。なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る認定書（写し）や認定証（写し）を提出すること。
- (4) 企画提案書の様式は特に定めないが、用紙の大きさは日本工業規格A4判とし、片面印刷とすること。
- (5) 文章を補完するためにイラストや図表などを使用してもかまわないが、社名やロゴマーク、従業員名等、提案者が特定できる字句、図柄は一切使用しないこと。
- (6) 企画提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。
- (7) 企画提案の内容については、他からの転載を禁止する。
- (8) 提出された企画提案書の全部又は一部について、変更、追加及び削除はできない。

14 プレゼンテーションの実施

- (1) 企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施する。日時、場所等は別途通知する。
- (2) プレゼンテーションでの説明は、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の補足説明や追加資料の配付は認めない。
- (3) 企画提案書を提出した事業者が5者を超える場合には、企画提案書による第一次審査を実施し、上位5者をプレゼンテーションへの参加事業者とする場合がある。

15 再委託の禁止

- (1) 次のような場合は、再委託を認めないものとする。
 - ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合
 - イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合
 - ウ 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち1件以上の業務を全部再委託する場合
- (2) 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、

次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができる。この場合においては、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を、受託者から提出させるものとする。なお、変更がある場合には、遅滞なく、受託者から変更の届出を提出させるものとする。

- ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来たさないとき。
- イ 再委託することに合理的な理由があるとき。
- ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

16 その他

- (1) 本公募型プロポーザルに係る説明会は実施しない。質問等がある場合は、個別に説明するので「17 問い合わせ」に照会すること。なお、問い合わせに対する回答は、隨時、当室のホームページ上で公表する。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (4) 参加表明書の提出後に企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、参加表明の撤回があつたものと見なす。また、プレゼンテーションに参加しない場合も、同様に企画提案の意思がないものと見なす。
- (5) 提出された参加表明書又は企画提案書等の提出書類は返却しない。委託事業者の選定のためのみに使用し、機密保持には十分配慮する。ただし、北海道情報公開条例による公文書開示請求がなされた場合は、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (6) 選定者決定後、提出のあった企画提案書及び補足資料並びに契約書類に記載された事業概要（図・写真を含む）、委託先・コンソーシアム構成員の名称、契約金額（支出内訳を含む）については、公表・活用する場合があるので、当該部分の公表・活用についてはあらかじめ企画提案者の承諾を得たものとして扱う。
- (7) 提出された書類は、北海道において必要な場合、複製することがある。
- (8) 提出期限以降における参加表明書又は企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

17 問い合わせ

北海道 経済部 産業振興局 スタートアップ推進室 荒木
〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎8階）
TEL：011-204-5336（直通）
FAX：011-232-2139